

社会的責任に関する吉田グループ方針

私たち吉田グループは、以下の「基本方針」と「行動規範」に則り、「お客様」「お取引先」「従業員」「社会」を含むすべてのステークホルダーと信頼関係を築くことで企業価値を高めるとともに、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

—基本方針—

1. お客様に喜ばれる高品質で安全な製品とサービスを提供します。
2. 従業員の安全を最優先し、人権を尊重するとともに、快適な職場環境を確保します。
3. 多様なステークホルダーとのコミュニケーションを強化し、健全な関係を構築、維持します。
4. 環境保全に配慮した事業活動を推進します。
5. 法規制を順守するとともに、地域の慣習・文化を尊重します。
6. 情報資産を適切に保護し、管理することに努めます。

—行動規範—

社員一人一人がこの「行動規範」に基づき、法令を順守し、社会倫理を尊重し、企業としての社会的責任を認識することにより、社会から望まれる存在になることを目指します。

【お客様】

- 1) 私たち吉田グループは、お客様のお役に立つことを第一に考え、高品質で期待の先を行く製品やサービスを生み出します。
- 2) 私たち吉田グループは、お客様に常に安心してご使用いただける安全な製品を提供します。

【従業員】

- 1) 私たち吉田グループは、一人ひとりの人権を尊重し、人種・皮膚の色・宗教・信条・性別・社会的身分・障がい・性的指向・HIV等による不当な差別や各種ハラスメント等の人権侵害行為をしません。また、そのような行為を助長したり許容したりしません。
- 2) 私たち吉田グループは、いかなる形であれ、強制労働や15歳未満の児童労働を行いません。また、全従業員と雇用契約を締結します。
- 3) 私たち吉田グループは、従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の法令に基づいて尊重します。
- 4) 私たち吉田グループは、全従業員に対し公正な労働条件を提供し、安全かつ健康的な労働環境の維持・向上に努めます。また、労働災害を発生させないための安全教育を徹底し、リスクアセスメントを実施します。

【お取引先】

- 1) 私たち吉田グループは、誠実・公正・透明に対応することを心がけ、賄賂や不当な利益を供与したり受け取ったりしません。
- 2) 私たち吉田グループは、各国・地域の公正競争を維持するための法令等を順守します。
- 3) 私たち吉田グループは、調達活動においても人権、環境等に関して、この方針で定めた課題へ配慮します。
- 4) 私たち吉田グループは、外部委託会社に対し、労働基準法順守の指導支援を行います。

【環境】

- 1) 私たち吉田グループは、資源保護・地球温暖化防止・生物多様性の保全等、環境との調和ある成長を目指します。
- 2) 私たち吉田グループは、地球規模での環境保全の必要性を深く認識し、関係法令を順守することはもちろん、事業活動および製品の資材調達から製造・販売・使用・リサイクル・廃棄までのライフサイクルのすべての領域に対し環境負荷の低減に努めます。
- 3) 私たち吉田グループは、産業廃棄物保管・排出・処分の法規制事項に従い順守します。
- 4) 私たち吉田グループは、環境貢献を最大化させるため、「水」や「燃料」等の資源を大切にします。

【社会】

- 1) 私たち吉田グループは、事業を取り巻く予測可能なあらゆるリスクの予防に努めます。その為に、危機管理の定義・理念・責任・権限・体制・対応手順等を明文化し、緊急事態に備えます。万が一、緊急事態等が発生した場合は、人命を最優先に、事業継続のため吉田グループ一一致協力して、迅速かつ適切に対応できるよう取り組みます。
- 2) 私たち吉田グループは、事業領域における、輸出関連法令等の国際ルールおよび各地域のルールを順守するとともに、地域の慣習・文化を尊重します。
- 3) 私たち吉田グループは、政府および国家の諸機関に対する贈賄や便宜供与を行わず、誠実かつ公正な関係を維持します。また、資金洗浄(マネーロンダリング)、不正・詐欺を含むあらゆる違法行為に関与せず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。
- 4) 私たち吉田グループは、地域社会の一員として、積極的に対話するとともに社会貢献活動を推進します。

【情報】

- 1) 私たち吉田グループは、情報の入手に当たって、法令・諸規制を順守し、社会規範にもとることのない行動をします。
- 2) 私たち吉田グループは、業務上知り得たお客様の個人情報を含むさまざまな機密情報を、厳重に管理・保護します。
- 3) 私たち吉田グループは、公共の場所での会話やソーシャルメディア等での発信にも十分に留意します。



2026年4月1日制定
吉田グループ

(管理・運用)

本方針は、吉田グループのすべての役員及び従業員に適用されます。
本方針の遂行責任者は代表取締役社長とし、マネジメントレビューを通じて実施状況を把握するとともに、問題発生時には原因究明および再発防止に責任をもって対応します。
違反や懸念事項を通報できるコンプライアンス相談窓口を設置し、通報者がいかなる不利益も被ることがないよう、公正な体制を構築します。
本方針は、少なくとも1回/年見直しを実施し、必要な場合、改訂を行います。
本方針については、従業員に「携帯用カード」を配付、署名を要求し、周知徹底を図ります。